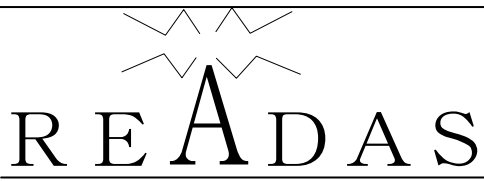


第 5342 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 4日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 上場株式を保有・譲渡した場合

Q：平成28年から個人が上場株式を保有・譲渡した場合の取扱いが変わるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成28年1月から、個人が上場株式を保有・譲渡した場合の改正点は、次のようになっています。

① 上場株式の範囲

上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も「上場株式等」となり、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が申告分離課税(20%)の対象となります。

② 配当等を受けた場合

上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)は、その支払の際に20%の税率による源泉徴収がされます。

③ 損益通算、繰越控除

上場株式等の譲渡損失は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算することができます。また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

